

ウエルハーネスだより



208号

理事長からのことば

暑さ寒さも彼岸までとはよく言ったもので、ここに来てようやく過ごしやすくなってきました。それでも気温は30度前後ですので、ちょっと前なら暑いねと言っていたと思います。彼岸前に運動会を行うのはちょっと危険かなという気がします。

さて、今月は9月22日付の朝日新聞の記事を紹介したいと思います。

『見守り付き賃貸住宅 普及へ 国、高齢者や障害者ら対象』

民間の賃貸住宅で高齢者や障害者らが一人で安心して暮らせるよう、見守り機能がある住宅の普及に政府が乗り出す。入居後も高齢者を支援することで、家主が貸しやすくなるようにする。国土交通省と厚生労働省などの合同検討委員会が

21日、中間まとめの素案に盛り込んだ。対象となるのは、高齢者のほか、障害者や生活困窮者、ひとり親、刑務所の出所者ら「住宅確保要配慮者」。家主にとっては、生活面の支障や家賃の支払い、死亡時の対処などの懸念があり、貸すのをためらうケースがある。

そこで政府は、入居時の支援などを手がける「居住支援法人」を活用して入居後も継続的に支援するようにする。具体的には、支援法人が空き家や空室を借り上げ、見守りとセットで住まいを提供する「サブリース方式」を円滑に導入できるよう制度化する。安否確認や緊急時の対応などを担いやすくするため、住宅セーフティネット法の改正も視野に入れる。

また、身寄りのない入居者が亡くなると、家主が生活用品を処分したり、掃除用品を負担したりせざるを得ない場合がある。今でも支援法人などが処分できる仕組みはあるが、十分に知られていないのが課題だ。政府はこうした仕組みを家主や支援法人に周知することで普及をめざす。

上尾市向山1-14-7
社会福祉法人 竹柿会
TEL：048-782-0575
FAX：048-782-0590
令和5年9月25日発行

素案では「従来家族が行ってきたような緩やかな見守りを行い、必要な時に適切な福祉サービスにつなぐ」ことが必要だとし、入居者を継続的にサポートする「伴走型」の取り組みを強化する方針を示した。

現在、独居の高齢者はアパートの新規契約や更新を断られることがあります。私も知り合いの不動産管理会社からオーナーが更新に同意しないので高齢者の方の行き場がない、何か良い方法はあるかと相談を受けたことがあります。この制度の普及は今後ますます増えるであろう「住宅確保要配慮者」のセーフティネットとなり得ると思います。ただ、懸念されるのは「居住支援法人」への金銭負担を誰が行うのかという点です。特養の入所にあたっては、契約の保証、病院の付き添い・入院手続等を行う「支援法人」がありますが、結構高額な費用がかかりますので、なかなか普及していません。費用負担の面が大きな課題になっていくと思います。

さて、話はかわりますが、ご利用者の現状と要介護度が見合っていないケースが見られます。介護度が上がるほど、私どもが提供する介護の量は増えます。その分介護報酬も高くなっていきます。申し訳ないのですが介護度が見合っていない方には、区分変更申請をしていただきます。介護保険制度存続のため、負担の公平性の確保する必要があります。皆様方には、ぜひご理解を頂ければと思います。



8～9月の行事

特養では9月18日の敬老の日に入所者様へ表彰状をお渡しし、靴下をプレゼントしました。また、9月16日には4年ぶりに伊奈備前太鼓が玄関前で披露され、その大きな太鼓の音にビックリされながらも楽しまれていらっしゃいました。

デイサービスでは敬老の日にはクイズやゲーム、ステンドグラス風お月見を制作されました。伊奈備前太鼓もごらんになりました。

9～10月の予定

特養では9月27日に避難訓練がおこなわれます。

デイサービスでは秋の向山運動会が開催される予定です。

敬老の日 伊奈備前太鼓



特養 敬老の日祝膳 ・ 敬老会

